

商工委員會議錄 第七号

昭和三十七年二月十三日(火曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 早稻田 祐五郎君

理事岡本 茂君 理事中村 幸八君

理事長谷川四郎君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

浦野 幸男君 神田 博君

齋藤 憲三君 首藤 新八君

田中 榮一君 中垣 國男君

野田 武夫君 南 好雄君

村上 勇君 北山 愛郎君

久保田 豊君 小林 ちづ君

多賀谷 貞稔君 中嶋 英夫君

西村 力弥君 伊藤 卯四郎君

出席政府委員

経済企画政務次 菅 太郎君

官 塚本 敏夫君

通商産業事務官 (大臣官房長) 大堀 弘君

中小企業庁長官 井手 以誠君

委員外の出席者 員 越田 清七君

議 員 井手 以誠君

専 門 員 越田 清七君

二月十日

国民生活研究所法案(内閣提出第八号)

は本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件

国民生活研究所法案(内閣提出第八号)

有明海開發促進法案(井手以誠君外

第一類第九号 商工委員會議錄第七号

昭和三十七年二月十三日

二十一名提出、衆法第四号)

○早稻田委員長 これより會議を開きます。

井手以誠君外二十一名提出の有明海開發促進法案を議題といたします。

有明海開發促進法案

有明海開發促進法

(目的)

第一条 この法律は、有明海及びその周辺の地域における農地の拡大、工業の振興、石炭資源の開發等を図るため、その地域における農業、工業その他の用に供する土地の造成、利用及び関連諸施設の整備を促進するための措置を定め、もつて産業基盤の育成強化と国民の生活領域の拡大に寄与し、あわせて災害の防除に資することを目的とする。

(調査基本計画)

第二条 内閣総理大臣は、第五条に規定する有明海開發区域の指定及び第六条に規定する有明海開發基本計画の策定の円滑な実施を図るため、有明海及びその周辺の地域の開發に關する調査の基本計画(以下「調査基本計画」という。)を立案し、九州地方開發審議會(以下「審議會」という。)の審議を経て、これを決定する。

2 調査基本計画には、次に掲げる

事項について定めるものとする。

一 調査を実施する地域

二 調査を実施する行政機關

三 調査の内容

四 その他政令で定める事項

第三条 行政機關の長は、その職員又はその委嘱した者に調査基本計画に基づく調査を行なわせる場合には、關係行政機關の長、關係地方公共団体の長その他の關係者に對し、協力を求めることができる。

(調査の結果の報告及び通知)

第四条 内閣総理大臣は、毎年、調査基本計画に基づく調査の結果をとりまとめ、これを審議會に報告するとともに、關係行政機關の長及び關係県の知事に通知しなければならない。

(有明海開發区域の指定)

第五条 内閣総理大臣は、審議會の審議を経て、有明海開發区域を指定する。

2 前項の指定をするに当たつては、關係の決定を経なければならぬ。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により有明海開發区域の指定を審議會の審議に付する場合において

は、あらかじめ、關係県の知事の意見を聞かなければならない。この場合においては、その意見を尊重しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前三項の規定により有明海開發区域を指定したときは、これを公示しなければならない。

(有明海開發基本計画の樹立等)

第六条 内閣総理大臣は、調査基本計画に基づく調査の結果に基づき、關係各大臣と協議して、有明海開發基本計画(以下「開發基本計画」という。)を立案しなければならない。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行後五年以内に、開發基本計画を立案するように努めなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の開發基本計画については、審議會の審議を経て、これを決定し、關係の決定を求めなければならない。

4 前条第三項の規定は、前項の規定により開發基本計画を審議會の審議に付する場合について準用する。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による關係の決定があつたときは、開發基本計画について、關係行政機關の長にこれを通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、關係行政機關の長を通じて、内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

7 前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(開發基本計画の内容)

第七条 開發基本計画には、第一条の目的を達成するため、有明海開發区域における次に掲げるものに関する総合的な計画の基本となるべき事項について定めるものとする。ただし、政令で定めるところにより、有明海開發区域における関連諸施設と密接不可分の關係にある諸施設の整備については、当該区域外にわたり定めることができる。

一 締切堤防に関する事項

二 土地の造成に関する事項

三 土地及び水面の利用に関する事項

四 用水の確保及び利用に関する事項

五 関連諸施設の整備に関する事項

六 その他政令で定める事項

(開發基本計画に関する調整)

第八条 国の關係各行政機關の長は、政令で定めるところにより、河川法(明治二十九年法律第七十一号)、運河法(大正二年法律第十六号)、公有水面埋立法(大正十年

法律第五十七号)、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)、海岸法(昭和三十一年法律第百一十号)その他の法令の規定による処分又は事業が開発基本計画に重大な影響を及ぼし、又はその円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、その旨を申し出て、調整を行なうべきことを求めることが定まる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により調整を行なうべきことを求められたときは、審議会の審議を経て、必要な調整を行なうものとする。

(公有水面埋立法等の特例)

第九号 関係県の知事又は港湾管理者の長は、有明海開発区域における公有水面埋立法の規定による埋立ての免許をしようとするときは、同法及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、建設大臣港湾内のものにあつては、運輸大臣の認可を受けなければならない。建設大臣又は運輸大臣は、前項の規定による認可については、あらかじめ、内閣総理大臣と協議しなければならない。有明海開発区域における漁港法第三十九条第四項の規定による農林大臣の埋立ての認可についても、また同様とする。

(関係機関等の協力)
第十号 関係行政機関の長、関係地

方公共団体及び関係事業者は、開発基本計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

(開発基本計画の実施に要する経費)
第十一条 政府は、開発基本計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(損失補償及び生活の基礎を失う者の生活再建等の措置)
第十二条 開発基本計画に基づく事業の実施により損失を受ける者がある場合においては、当該事業を行なう者は、その者に対し、公正な補償をすることに努めなければならない。

2 開発基本計画に基づく事業の実施により生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に対し、政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行なうことを必要と認める生活再建又は環境整備のための措置を講ずるものとする。

3 開発基本計画に基づく事業の実施により生活の基礎を失う漁民がある場合においては、政府は、その者を当該事業により造成された土地に優先的に入植させるように努めなければならない。

(国土総合開発計画等との調整)
第十三条 国土総合開発計画又は九州地方開発促進計画と開発基本計画との調整は、内閣総理大臣が、それぞれ、国土総合開発審議会又は審議会の意見を聞いて行なうものとする。

(有明海開発公団の設置)
第十四条 開発基本計画に基づく事業のうち必要かつ適切な事業を実施させるため、別に法律で定めるところにより、有明海開発公団を設置するものとする。

(政令への委任)
第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施について必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算する。

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表九州地方開発審議会の項中「及び南九州防犯官農振興法(昭和三十七年法律第号)」を、「南九州防犯官農振興法(昭和三十七年法律第号)及び有明海開発促進法(昭和三十七年法律第号)」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)
3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。第四条第十号の六の次に次の一号を加える。
十五の七 有明海及びその周辺の地域の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号の次に次のように加える。

レ 有明海開発促進法(昭和三十七年法律第号) 第九号第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 有明海及びその周辺の地域の開発の促進に関すること。

理由
有明海及びその周辺の地域における農地の拡大、工業の振興、石炭資源の開発等を図るため、その地域における土地の造成、利用及び関連諸施設の整備を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約一億円の見込みである。
(平年度約三億円)

○早稲田委員長 まず提案者より趣旨の説明を聴取することといたします。提案者井手以誠君。

○井手議員 有明海開発促進法案について提案の理由を御説明申し上げます。

この法案は、去る第三十八国会におきまして、一応継続審査の決定をいたしてまいりましたが、残念ながら、その後事情によつて廃案になったものでありまして、ここにあらためて提案をいたした次第でございます。九州の中央部に深く湾入している有明海は、最大干潮時には海岸から遠く六・七キロまで干潟地となる広大な浅海でありますので、その湾口部を締め

切り、水位を下げ、第二線の干拓堤防を築きますと、一挙に五万三千ヘクタールの新しい国土が造成されるのであります。ここに三万八千ヘクタールの干拓農業を展開し、埋蔵量四十億トンと推定される海底炭田を開発するとともに、この石炭と背後地の資源を組み合わせ、九州地域経済の停滞性と後進性を打開して、有業人口三十五万、年間四千万円の総生産を上げ、百万人を超える人口を収容し得ることになるのであります。この有明海地域の総合開発は、狭い国土に四十七番目の「有明原」を作り出そうとする世紀の大開発事業であります。すなわちこの総合開発によつて、

一、肥沃な干拓地三万八千ヘクタールに農家の三三男、漁場を失う漁業者など二万戸を入植させ、水田酪農を取り入れた高度の農業経営によつて年間二百億円の農業生産と所得の増大が期待されます。これによつて九州農業の低い就業構造を引き上げ、過剰農村人口を緩和することができるのであります。

二、推定埋蔵炭量四十億トン、通産省調査による有明海東部の可採炭量は十六億トン、うち七十％は粘結炭という豊富貴重な地下資源を開発すれば、従業員数三万九千、年間出炭一千二十万トン、生産額五百数十億円に上り、これによつて老衰化した筑豊、唐津、北松炭田の将来に備え、またほとんど輸入に依存する原料炭五百万トンをおおむね自給して巨額の外貨節約となり

最近鉱害をめぐって干拓計画と石炭開発の利害対立が伝えられておりま

す。もちろん個々の築堤干拓には当然予想されるところでありますが一時期に行なう大干拓には鉅費用を保留し、充墳技術の採用、鉅害予防の措置を講ずれば、その多くは克服され、進んで干拓地の随所に縦坑を容易に開きやすくすることができ、坑道延長の宿命的難問題は同時に解決するという一大利便を得ることになります。もとより企業家の利潤評価よりも雇用、所得など広く国民経済の立場に立って判断すべきであり、地下資源は国民のものであります。従って未開発炭田の開発は電源開発株式会社のごとき公の機関によるべきであります。

なお説明を進めておりますので、図も御参照願いたいと思ひます。

三、相当面積の臨海工業地帯を造成、淡水化する干潮河川、内水湖の豊富な用水と、石炭を初め背後地の資源を活用して重化学工業、肥料、薬業、火力発電、食料品加工、臨海関連工業等を振興すれば、就業人員十一万六千、その年生産三千五百億円の巨額を見込まれるのであります。従来九州の経済は原料工業に偏在している上、その設備は老朽化し、生産の成長は鈍化するともに、狭隘な産業構造の外郭性、辺境性、後進性から社会的人口の滞留圧迫が加重されておりますので、地域経済を若返らし、厚みをつけ、地域格差を是正して均衡ある成長と雇用の改善をはからねばなりません。

四、いわゆる台風常襲地帯にある有明海地域は、洪水と満潮が重複して年平均七十二億円の被害を受け、現在防災改修改良工事は五百億円を計画されておりますが、大縮め切りによつて水位を二・五メートル低下すれば、海

岸堤防二百五十キロメートル、十河川を含む干潮地域十二万ヘクタールの保全効果は六百億円、既耕地の排水改良は八十億円の効果を見込まれております。

五、流域三千ヘクタールに及ぶ九州で第一の大河、筑後川は年平均流量二十七億トンに上っておりますが、その利用度はわずか九億トンにすぎず、貴重な水資源は、大半未利用のまま放流され、一方北九州、福岡地方における工業用水、都市用水の需要は最近急増し、中下流の農業用水はますます不足を来しておりますので、これら用水の確保は切実な問題となつており、まず、従つて筑後川の治水、利水を調整開発することは、当面の急務であり、その利便と経済効果はばく大なものがあります。

六、一面締め切り築堤によつて直接に漁場を失う人々にはまことに気の毒にたえません。この沿岸漁業はきわめて集約的、停滯的所得が低いため、局面打開を迫られておりますので、また半農半漁の立場もありますので、干拓への優先入植、第二次、第三次産業への吸収または淡水漁業、外海漁業拡大等によつて解決をはかることが必要であります。

以上のごとく優に一つの県に相当する事業効果が見込まれるとともに、財政面からの経済効果は少なくとも堤防保全、排水改良に六百八十億円、土地造成に二千億円その他二十億円を加え二千七百億円を期待され、一方これに要する経費は締め切り堤防八百四十億円、干拓堤防八百五十億円、地区内工事百三十億円、補償費三百五十億円、計二千七百七十億円の見込みで、直接の

経済効果よりも五百三十億円下回るのでありますから、この大事業を十分採算ベースに乗るものと推定されるのであります。この国土を守り、この国土を開く大事業に自衛隊を活用すれば、工事費は大幅の節減を見るのであります。

すでに九州地方開発促進法による審議会に有明部会が設けられたほか各方面で調査研究を進められておりますが、調査だけで十数億円を要する世紀の大事業を行なうのに、今日の調査は年間三千数百万円の規模にすぎず、統一性を欠いております。すなわち有明海開発の緊急かつ重要性にかんがみ、有明海開発促進法を制定し総合的大がかりな調査を進め、早急に開発基本計画を決定、引き続き開発公団を——これは別に要綱をお配りしてあります。設立して事業を実施推進しようとするものであります。

次に法案の概要を申し上げます、
一、内閣総理大臣は有明海及びその周辺の地域の開発に関する調査について、その地域、行政機関、内容の基本計画を立案し、九州地方開発審議会の議を経て決定すること。
二、内閣総理大臣は毎年調査の結果をまとめて調査を推進するが、この法律施行後五年以内（調査期間は三年）に開発基本計画を立案決定するよう努めねばならないこと。
三、開発基本計画は内閣総理大臣が指定する区域における締め切り堤防、土地の造成、土地及び水面の利用、用水の利用、これらに関連する諸施設の整備その他総合的な計画の基本を定めること。

四、政府は開発基本計画を実施する

ために必要な資金の確保をはかること。

五、政府は事業の実施により失業した者の就業、生活再建または環境整備のため特別の措置を講ずるとともに、失業した漁民を造成された土地に優先入植させるよう努めること。

六、開発基本計画に基づく事業を実施するため別の法律案によつて有明海開発公団を設置すること。

以上がおもなる内容であります。ここに有明海開発公団法案要綱を添え御提案申し上げますので、何とぞ著しい効果が約束されるわが国随一のこの国土開発計画に格別の御理解を賜わり、本法律案をすみやかに御可決下さいませよう御願いたします。

○早稻田委員長 以上で本案についての説明を終わりました。本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○早稻田委員長 次に、去る二月十日本委員会に付託になりました内閣提出、国民生活研究所法案を議題として、まず、政府に提案理由の説明を求めます。菅経済企画庁政務次官。

国民生活研究所法案
国民生活研究所法

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 役員等(第十一条—第二十一条)
- 第三章 業務(第二十二条—第二十三条)
- 第四章 財務及び会計(第二十四条)

条(第三十三条)

第五章 監督(第三十四条—第三十五条)

第六章 雑則(第三十六条—第三十八条)

第七章 罰則(第三十九条—第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国民生活研究所は、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 国民生活研究所(以下「研究所」という)は、法人とする。

第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

第四条 研究所の資本金は、一億円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、研究所の設立に際し、前項の一億円を出資するものとす。

3 研究所は、必要があるときは、経済企画庁長官の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

2 前項の規定により登記しなればならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者(第三十六條第二項並びに第三十七條第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができない。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に対抗することができない。

(定款)

第七条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員、参与及び会議に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 会計に関する事項
- 八 公告に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 2 定款の変更は、経済企画庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第八条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第十三条 会長、所長及び監事は、経済企画庁長官が任命する。

第十四条 会長、所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)

三 経済企画庁長官又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

四 経済企画庁長官又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しなると認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があると認めるとき。

三 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

第十八条 研究所と会長又は所長との利益が相反する事項については、会長及び所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(参与会)

第十九条 研究所に、参与会を置く。

2 参与会は、会長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 参与会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができ、

4 参与会は、参与二十人以内で組織する。

5 参与は、研究所の業務に関し学識経験を有する者のうちから、経済企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

6 参与の任期は、二年とする。

7 参与は、再任されることができ、

(職員の任命)

第二十条 研究所の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員)の地位)

第二十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する

職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第二十二条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 国民生活の実情及び動向に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

二 国民生活に関する情報及び資料を収集すること。

三 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なうときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

第二十三条 研究所は、委託に基づいて前条第一項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十四条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十五条 研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十六条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に経済企画庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)
第二十七条 研究所は、第二十五条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十八条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第二十九条 研究所は、経済企画庁長官の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

ればならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)
第三十条 研究所は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債、地方債その他経済企画庁長官の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)
第三十一条 研究所は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十二条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)
第三十三条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

(監督)
第三十四条 研究所は、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)
第三十五条 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則
第三十六条 研究所は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び払込みの年月日
三 出資額
3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

なお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、研究所の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第三十八条 内閣総理大臣は、第三十一条又は第三十三条の総理府令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

2 経済企画庁長官は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第四条第三項、第七条第二項、第二十五条、第二十九条第二項若しくは第二項又は第三十条の規定による認可をしようとするとき。
二 第二十六条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。
三 第三十条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(罰則)
第三十九条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研

究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
五 第三十四条第二項の規定による経済企画庁長官の命令に違反したとき。

第四十一条 第九条の規定に違反して国民生活研究所という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)
第二条 経済企画庁長官は、研究所の会長、所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ会長、所長又は監事に任命されたものとする。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、

経済企画庁長官の認可を受けなければならぬ。この場合において、経済企画庁長官が認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、前条第二項の

認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

2 設立委員は、前項の募集が終

つたときは、経済企画庁長官に対し設立の認可を申請しなければならない。

5 設立委員は、前条第二項の

認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込みが

あつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

6 附則第二条第一項の規定に

より指名された会長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 研究所は、設立の登記をす

ることによつて成立する。(社団法人の国民生活研究所からの引継ぎ)

8 昭和三十四年九月四日に設

立を許可された社団法人国民生活研究所(以下この条において「社団法人国民生活研究所」という)は、定款で定めるところにより、設立

委員に対して、研究所においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による

申出があつたときは、遅滞なく、経済企画庁長官の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、社

団法人国民生活研究所の一切の権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所に承継されるものとし、社団法人国民生活研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により社団法人国民

生活研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(経過規定)

9 法律の施行の際現に国民

生活研究所という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定す

る期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

10 研究所の最初の事業年度

は、第二十四条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

11 研究所の最初の事業年度

の予算、事業計画及び資金計画については、第二十五条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とす

る。(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法明治二十九年

法律第二十七号の一部を次のように改正する。

第十九条 第七号中「理化学研

究所」の下に、「国民生活研究所」を、「理化学研究所法」の下に、「国民生活研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法昭和二十二年

法律第二十七号の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本觀光協会」の下に、「国民生活研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法昭和二十二年

法律第二十八号の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「日本觀光協会」の下に、「国民生活研究所」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年

法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中

「日本觀光協会」の下に、「国民生活研究所」を加える。

国民生活の安定及び向上に寄与するため、国民生活研究所を設立し、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究等を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

国民生活の安定及び向上に寄与するため、国民生活研究所を設立し、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究等を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦後のわが国経済の成長は、目ざま

しいものがあり、国民生活もこれに伴つて逐年向上し、最近では消費革命という言葉で表現されるような消費内容の質的な高度化が急速に進行しつつあります。しかし、消費生活面の高度化の進展が急速でありますために、これに対応できない幾つかの問題を新たに生じつつあることも否定し得ない事実であります。たとえば、社会共同の施設である各種生活環境施設の整備が著しく立ちおくれしていることは、周知のことであり、一般の消費生活におきましてもきわめて進んだ面と立ちおくれた面とが併存し、国民生活に各種の不均衡が見られるのであります。

これら国民生活に見られます各種の不均衡を是正するため、政府は、国民生活向上対策審議会を設置するなど、消費者行政の推進に努めており、その施策の適切を期するために、国民生活の実情と動向を正確に把握することが不可欠な問題であります。また、個人消費支出は国民総支出の中で大きな比重を占めております関係上、国民消費動向の把握は、民間企業にとりまして望ましい企業活動の方向を

示唆することになるものであります。しかるに、国民生活に関する調査研究は、その必要性が認識されていながらも、その対象が多岐にわたる、かつ特定の企業がこれを取り上げにくいなどの事情もあつて、本格的な研究体制も研究活動もほとんどなされてないという状況にあつたのであります。このような状況の中で、国民生活に関する総合的な研究機関の設立を望む声が各方面から聞かれるようになり、昭和三十四年九月に社団法人「国民生活研究所」の設立を見たのであります。国民生活の安定向上は政府としても十分力をいたさねばならない分野であり、また仕事の性質上も、民間機関としては、一定の制約がありますので、新たに特殊法人として国民生活研究所を設立しようとするものであります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、研究所の目的であります。国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうことと、その成果を普及することによつて、国民生活の安定と向上に寄与することを目的としております。

第二に、研究所の資本金は、政府と民間から出資する額の合計とし、政府は、研究所の設立に際し一億円を出資することとしております。

第三に、研究所の役員として、会長、所長、理事及び監事を置くこととしております。なお、国民生活に関する問題は、きわめて広範多岐にわたりますので、業務の適正な運営をはかるため、会長の諮問機関として参事会を設け、各方面の学識経験者の意見を取り入れるようにいたしております。

七の二 国民生活研究所に関する

こと。

七の二 国民生活研究所に関する

こと。

七の二 国民生活研究所に関する

こと。

七の二 国民生活研究所に関する

こと。

第四には、設立目的を達成するため、国民生活の実情や今後の動向に関して基礎的かつ総合的な調査研究を行なうことが研究所の中心的業務であります。あわせて国民生活に関する内外の情報や資料の収集を行ない、これらの調査研究の成果の普及を行なうことといたしております。

第五に、研究所の財務及び会計であります。研究の特殊法人としての性格上、予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入金等については、経済企画庁長官の認可または承認を必要とすることといたしております。

第六に、研究所の監督は、経済企画庁長官がこれを行なうこととし、研究所の業務に対して、監督上必要な命令をなし、報告を求め、またはその職員をして研究所に立ち入り検査をさせることができることといたしております。

第七に、新設の特殊法人国民生活研究所と社団法人国民生活研究所との関係につきましては、特殊法人国民生活研究所の設立の際に社団法人国民生活研究所は解散し、その一切の権利、義務を新設の研究所に引き継ぐことといたしております。

なお、研究所の設立に関する事務は、経済企画庁長官が任命する設立委員に処理させることとするほか、研究所に対する課税を免除するため、各種税法の一部改正をいたしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○田中(武)委員 ちよつと本法案の提

案説明を聞きましした際に、関連して資料を要求しておきたいと思ひます。社団法人国民生活研究所、三十四年にかけて、従来までありますこの分でございますが、これの過去二年間ですか、三年に近い活動の状況その他この社団法人のいろいろな資料を出してもらいたい。

○菅政府委員 承知いたしました。

○松平委員 ちよつと政務次官、この一研究所に対する課税を免除するため、各種税法の一部改正をいたしております。ところが、これは現在どこかの、大蔵委員会か何かにかけておる、こういうことですか。

○菅政府委員 本法の附則で出て参りますので、本委員会の御審議に願うべきこととございます。

○早稲田委員長 本日はこの程度にとどめ、明日十四日、午前十時より委員会を開催いたします。

これにて散会いたします。
午前十一時八分散会

昭和三十七年二月十六日印刷

昭和三十七年二月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局